

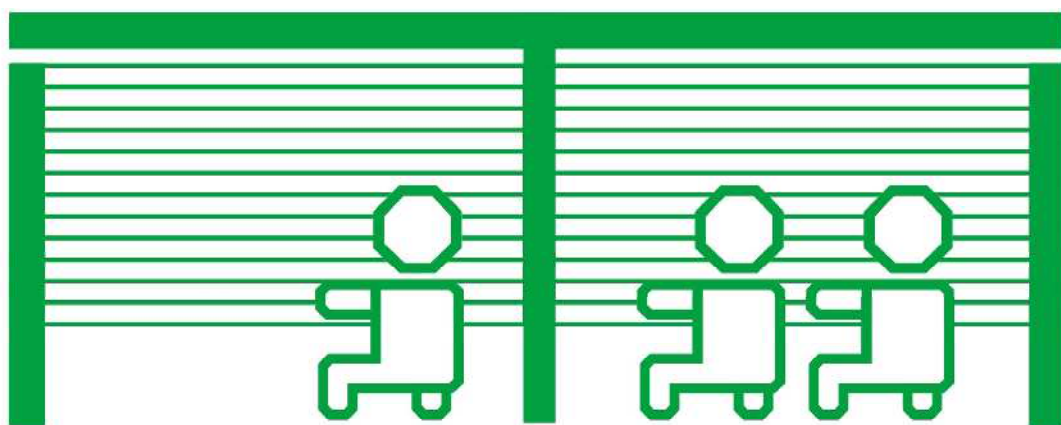
SHUTTER HIRAKU PROJECT

シャッターヒラク プロジェクト

北九州市内にある商店街の
空き店舗への補助制度

審査あり

商店街のキーマンになる方を探しています！



賃借料補助 OR 改装費補助

北九州市 産業経済局

サービス産業政策課

電話：093-582-2050 問合せ先 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

※対象となる物件等詳細については個別にお問い合わせください。

商店街の空き店舗への 出店を支援します！

商店街の空き店舗に出店する方へ賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。

ご利用にあたっては、必ず、当該空き店舗の賃貸借契約を結ぶ前に、下記までご相談ください。

◆ 補助制度の概要

出店者が提出する事業計画書等をもとに審査を行い、補助対象者を決定します。審査の結果、補助対象者とならない場合があります。

選択する補助	補助内容
賃借料補助の場合	賃借料(補助開始から1年間)の50% (限度額は年間75万円(月額62,500円))
改装費補助の場合	開業時の改装費(※)の50%(限度額は75万円) ※開業から3年を経過するまでに事業を中止等する場合は、経過年数に応じた補助金の返還が必要です。 ※内外装工事(壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事)が対象です。 ※建物附属設備(電気設備(照明設備)、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等)や器具・備品(テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等)は対象となりません。

◆ 対象者

ア 個人 イ 中小企業者 ウ 社会福祉法人 エ 特定非営利活動法人(NPO) オ 一般社団法人・一般財団法人
※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。

◆ 対象となる業種

昼間の営業を行う小売業とサービス業(飲食店を含む)

- ア 昼間(12時～13時を含む3時間以上)の営業を行う店舗に限ります。
- イ 小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。
- ウ 風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。

◆ 対象となる出店地域

小売業やサービス業の店舗が集積している市内の商店街・市場で、市が指定した地域です。詳しくは、下記までお尋ねください。

◆ 対象となる空き店舗

商店街や市場にある空き店舗で、3か月以上賃借されていないものです。

スケジュール



お申込みは随時受付中！

ご応募
お問合せ

北九州市 産業経済局

サービス産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

電話：093-582-2050 FAX：093-591-2566 E-mail: san-service@city.kitakyushu.lg.jp